

給与規程

(平成28年7月1日 施行)

一般社団法人 日本障がい者乗馬協会

給与規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 日本障がい者乗馬協会（以下、「本会」という）の事務局における正職員（以下、「職員」という）の給与について定めたものである。

第2条（給与の構成）

職員の給与は、次の構成とする。

基準内賃金	基準外賃金
① 基本給	① 時間外手当 ② 休日勤務手当 ③ 深夜勤務手当 ④ 通勤手当

第3条（給与の計算期間、支給日および支給方法）

給与は、当月1日から当月末日を計算期間とし、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日にあたるときは前日に繰り上げて支払うものとする。

2. 給与は、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振込むことにより支払う。ただし、振込みに同意しない者については通貨によって支払う。

第4条（控除）

給与の支給に際して、次のものを控除する。

- ① 所得税および住民税
- ② 社会保険料の被保険者負担分
- ③ 雇用保険料の被保険者負担分
- ④ 公的機関より控除の命令を受けたもの
- ⑤ その他、職員代表との協定により給与から控除することとしたもの

第5条（賃金日額）

給与の日割り計算をする場合の1日あたりの賃金日額は、次の式により計算する。

$$\text{賃金日額} = \text{基準内賃金} \div \text{年平均1カ月所定労働日数}$$

第6条（賃金基礎額）

欠勤、遅刻等の控除および割増賃金を計算する場合の1時間あたりの賃金基礎額は、次の式により計算する。

$$\text{基準内賃金} \div \text{年平均1カ月所定労働時間}$$

第2章 賃金の計算

第7条（欠勤、遅刻等の控除）

職員が下記の事由に該当したときは、その日数または時間に応じて下記の額を減額する。

- ① 欠勤 … 1日につき第5条の規定による1日あたりの賃金日額
- ② 遅刻、早退、私用外出等の不就労時間 … 第6条の規定による1時間あたりの賃金基礎額に不就労時間を乗じた額

第8条（賃金の日割り計算）

職員が次の各号に該当する場合の賃金は、日割り計算によって支給する。支給の計算は、出勤した日数について第5条の規定による1日あたりの賃金日額を支給する。

- ① 一賃金計算期間の途中に、入退職したとき
- ② 一賃金計算期間の途中に、無給の休職を開始したとき、または復職したとき
- ③ 一賃金計算期間の途中に、産前産後の休業、育児・介護休業等の無給の休業を開始したとき、または終了して復帰したとき

第9条（端数処理）

給与の計算にあたり、各項目の単価算出において1円未満の端数が生じたときは、四捨五入により1円単位とする。

第3章 基準内賃金

第10条（基本給）

基本給は、本人の技術力、経験、勤務成績、勤務態度等を勘案した上で決定する。

第4章 基準外賃金

第11条（時間外手当）

法定労働時間を超えて時間外勤務が行なわれたときは、その時間数分の割増賃金を時間外手当として支給する。

- 2. 時間外手当の額は、その対象時間数に対して第6条の賃金基礎額の125%を支給する。

第12条（休日勤務手当）

休日勤務手当は、法定休日に勤務が行われた場合に、その時間数に対して第6条の賃金基礎額の135%を休日勤務手当として支給する。ただし、事前に休日を振替えた場合は休日勤務手当を支給しない。

第13条（深夜勤務手当）

深夜勤務手当は、深夜（午後10時から午前5時）において勤務した場合に、その時間数に対して第6条の賃金基礎額の25%を深夜勤務手当として支給する。

- 2. 時間外勤務および休日勤務が深夜の時間帯に重なるときは、深夜勤務手当を併給する。

第14条（通勤手当）

- 片道2km以上の通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、1カ月定期代相当額の通勤手当を支給する。ただし、非課税限度額を超える場合には非課税限度額を限度として支給する。
2. 片道2km以上の自動車通勤者に対しては、非課税限度額を限度に実費を支給する。
 3. 第1項および第2項における通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとする。
 4. 第3項の通勤経路を変更するとき、および通勤距離に変更が生じたときは速やかに会社に届け出なければならない。
 5. 第4項の届出を行ったとき、または不正の届出により通勤手当を不正に受給したときは、その返還を求め、「就業規則」に基づき懲戒処分を行うことがある。

第5章 昇 級

第15条（昇 級）

基本給の改定は、原則として行わない。ただし、勤務状況等を勘案して必要があると本会が認めた場合には行うことがある。

第6章 賞 与

第16条（賞 与）

賞与は、原則として支給しない。ただし、勤務状況等を勘案して必要があると本会が認めた場合には支給することがある。

第7章 退 職 金

第17条（退職金）

退職金の支給は行わない。ただし、在職中における本人の業績・勤務成績等の評価がすばらしく、おおいに貢献があったと本会が認めた場合には、退職功労金を支給することがある。

附 則

施 行 : 平成28年 7月 1日